|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※居宅サービス及び介護予防サービス共通の事項について  人員基準　自己点検シート  【居宅・予防いずれも実施の場合】  １　従業員の員数  (1)　生活相談員  (2)　看護職員又は介護職員  (3)　機能訓練指導員  (4)　計画作成担当者  ２　管理者  ３　管理者の責　　　務  ４　勤務体制の確保等 | 記載は居宅サービスの基準とするが，介護予防サービスも共通であるため，介護予防サービスに関しては「要介護者」を「要支援者」に，「特定施設入居者生活介護」を「介護予防特定施設入居者生活介護」と読み替える。  事業所名    〔予防条例第204条第2項≒居宅条例第218条第2項〕  　指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，これらの事業とが同一施設において一体的に事業を運営されている場合は，置くべき特定施設従業員の員数は，次のとおりとなっているか。  (1)　常勤換算方法で，利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数（以下「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに１人以上となっているか。  (2)　生活相談員のうち１人以上は，常勤であるか。  (1)　常勤換算方法で，利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の３を乗じて得た数の合計数が３又はその端数を増すごとに１以上となっているか。  (2)　看護職員の数は，総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては，常勤換算方法で，１以上となっているか。  　　 また，総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては，常勤換算方法で，１に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上となっているか。  (3)　常に１以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。  　　ただし，指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については，この限りではない。  (4)　看護職員及び介護職員は，主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし，看護職員のうち１人以上，及び介護職員のうち１人以上は，常勤の者となっているか。  　　ただし，指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は，介護職員及び看護職員のうちいずれか１人が常勤であれば足りるものとする。  (1)　１以上となっているか。  (2)　機能訓練指導員は,日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。  　　 ただし，当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。  　　 この「訓練を行う能力を有する者」は，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師の資格を有する者であるか。  (1)　１以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）となっているか。  (2)　計画作成担当者は，専らその職務に従事する介護支援専門員であって，特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。  　　 ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。  　　指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  　　ただし，指定特定施設の管理上の支障がない場合　　は，当該指定特定施設における他の職務に従事し，　　又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に　　従事することは差し支えない。  (1)　指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は，特定施設従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。  (2)　指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は，当該指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者に，平成24年福山市条例46号の「第11章第４節　運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。     1. 指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に   　対し適切な特定施設入居者生活介護その他のサービ　　スを提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めて　　いるか。  (2)　特定施設従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係，機能訓練指導員との兼務関係，計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。  (3)　指定特定施設入居者生活介護事業者は，当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しているか。  　　 ただし，当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は，この限りでない。  　　 なお，指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者に行わせる場合は，委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。  　　 この場合において，委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させていないか。  　　 なお，給食，警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については，この限りでない。  ①　当該委託の範囲  ②　当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件  ③　受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨  ④　委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨  ⑤　委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め，所要の措置を講じるよう上記④の指示を行った場合において，当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨  ⑥　受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在  ⑦　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項  (4)　指定特定施設入居者生活介護事業者が行う(3)の④の指示は，文書により行っているか。  (5)　指定特定施設入居者生活介護事業者は，条例第236条第2項第2号の規定により，(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成し，2年間保存しているか。  (7)　指定特定施設入居者生活介護事業者は，特定施設従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  　　　この場合において，指定特定施設入居者生活介護事業者は，全ての特定施設従業者(看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。（令和6年4月1日より義務化）  (8)　 指定特定施設入居者生活介護事業者は，適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 平24条例46  第218条第２項  平24条例46  第218条第２項第１号  平24条例46  第218条第４項  平24条例46  第218条第２項第２号ア  平24条例46  第218条第２項第２号イ  平24条例46  第218条第２項第２号ウ  平24条例46  第218条第８項  平24条例46  第218条第２項第３号  平24条例46  第218条第６項  平11老企25  第3の10の１の(3)  平24条例46  第218条第２項第４号  平24条例46  第218条第７項  平24条例46  第219条  平24条例46  第237条  準用（第56条第１項）  平24条例46  第237条  準用（第56条第２項）  平24条例46  第233条第１項  平11老企25  第3の10の3の  (11)の①  平24条例46  第233条第２項  平11老企25  第3の10の3の  (11)の②  平11老企25  第3の10の3の  (11)の④  平11老企25  第3の10の3の  (11)の③，⑤  平24条例46  第233条第4項  平24条例46  第233条第5項 | ・従業員名簿   * 勤務表   ・職員履歴書  ・利用者数がわ　　かる書類  ・免許証等（写）  ・免許証等（写）   * 勤務表 * 組織図   ・組織図，組織　　規程等  ・運営規程   * 職員分担表 * 業務日誌   ・就業規則  ・運営規程   * 雇用契約書   ・職員勤務表  ・業務委託契約　　書  ・指示に関する　　文書  ・確認結果に関　　する記録   * 研修会資料 * 受講証明   ・指針 | 適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否  適  否 |

※平24条例46：「福山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例」

(平成24年条例第46号)

※平24条例51：「福山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第51号)

※平11老企25：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」

(平成11年9月17日老企第25号)